

義務教育学校制度(仮称)について

1. 義務教育学校制度(仮称)について検討する背景

義務教育学校制度（仮称、以下同じ。）については、学校教育法第1条に規定する「学校」（以下「1条校」という。）として、現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校を想定しており、『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）には以下のような指摘がある。

『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）（抜粋）

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－

(3) 義務教育に関する制度の見直し

- 義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

本作業部会においても、これまでに義務教育学校制度に関連する御意見があったが、その概要は以下のとおり。

- 教育課程特例校はあくまで特例であり、継続性が担保されていないことから、継続性確保のため、しっかりと法整備が望まれる。また、小中一貫教育に取り組んできてもなお埋まらない小・中学校の教育の壁を感じており、一つの学校種として義務教育学校を創設することにより、器が人を作ることもあるので、制度をしっかりと確保すべきである。
- 義務教育学校の制度化も重要であり、中等教育学校があるので義務教育学校があつて良いと思うが、全国的に小中連携を進めるのがねらいであれば、広い網がかかっている現行制度の改善又は柔軟な運用等で解決できることが多いのではないか。
- 4・3・2や5・4といった学年区分が広く多くの学校で取り組まれるようになるとすると、小学校6年・中学校3年の年限は変更しないとの前提でいかどうかを確認しながら議論していくことが重要である。
- 学年区分については、確かに6・3制が子どもの成長等の変化に対していろいろな課題を露呈しているのは事実だろう。しかし、現在の小学校は、6年間という一つのゴールに向けて教育課程を編成しており、6・3制以外にどのような効果的なものがあるかというのは現時点では見えにくいため、更なる議論がないと、6・3制以外の教育課程の学年区分を定めることは難しい。

- 現行の学習指導要領でできるところが多いので、指導要領の範囲内ではできないところに限った上で、現場で選べる仕組みを作った方が現状に合う。小規模な町村で、小・中学校9年間を同じ集団で過ごす地域と学区が複雑で複数小学校の児童が複数中学校に進学するような地域や、都市部で小・中学校段階で私立中学への進学が盛んな地域とでは事情が異なる。現場の判断で選べるようにした方がよい。一步でも二歩でも踏み込み、小・中の教員の意識の差を乗り越えられるという実例を全国で積み上げていくことが重要。
- 小中連携、接続の目的としては、中1ギャップの解消に焦点を当てて考えていく必要がある。その際、現行制度の範囲でできる、例えば小・中学校の教員が互いに授業を見合う、児童生徒、教員が交流し合う、情報交換を密にする、といったことに優先的に取り組むべきであり、それをせずに教育課程に踏み込んで議論するのはいかなるものか。

なお、小中一貫教育全国連絡協議会^{*1}による小中一貫教育全国サミット^{*2}においては、毎年、義務教育学校の法制化を望む旨主張がなされてきており、例えば平成23年度に開催されたサミットにおける共同宣言の該当部分は以下のとおり。

小中一貫教育全国サミット2011 共同宣言(抜粋)

【サミット宣言】

私たちは、子どもたちの確かな学力の向上と規範意識の涵養・社会性の定着に向けて、全国各地における実践の成果を共有し、保護者・地域との連携を深めながら、小中一貫教育の更なる充実を目指します。

私たちは、小中一貫教育を通して子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、人間性・社会性をはぐくみます。このためには、保護者や地域をはじめ、子どもたちを取り巻く社会全体で力を合わせる必要があります。この間の実践で明らかになった成果と課題を共有し、協力し合い、小中一貫教育の一層の充実・発展に邁進いたします。

小中一貫教育をさらに推進するために、義務教育学校の設置を定めた法整備の実現を望みます。

私たちは、地域の実態に応じて小中一貫教育をはじめとした様々な試みを通して、義務教育の質の向上に努め、その成果を共有してまいりました。こうした取組をさらに充実・促進するために、義務教育学校の設置を具体化できるような法整備を望みます。

(平成23年7月29日小中一貫教育全国連絡協議会)

※1 全国で小中一貫教育、小中一貫校の研究・開発に取り組む自治体、学校、個人、企業が情報を交換し、さらに研究・実践を深化させるために、既に小中一貫教育に取り組んでいた京都市、奈良市、呉市、品川区の4つの自治体を発起人として、平成18年度設立。(平成23年7月28日現在、正会員：31自治体、賛助会員：19団体/4個人)

※2 平成18年からこれまで、毎年1回、全6回に渡り開催

2. 義務教育学校制度の検討に当たっての論点について

I 義務教育学校制度に関するもの

義務教育学校制度の検討に際しては、例えば、以下に示すような論点について検討する必要がある。

- (1) 義務教育学校制度を創設する意義、必要性は何か。新たな学校種を創設しないと実現できないことは何か。
- (2) 義務教育学校制度を創設することのメリット・デメリットとして何が考えられるか。
- (3) 既存の小・中学校制度との関係をどのように考えるか。義務教育学校制度を創設した上で、既存の小・中学校制度と併存させるのか、将来的に義務教育学校制度に収斂することを目指すのか。

将来的に義務教育学校制度に収斂することを目指す場合であっても、当面は、実態上、既存の小・中学校制度と併存させることとなる。既存の小・中学校制度と併存させる際には、例えば、以下のような論点について検討する必要がある。

- ① 初等教育段階から、児童生徒の就学先が小・中学校と義務教育学校に分かれること、すなわち学校教育制度を複線化することとなる点をどのように考えるか。
- ② 市町村に課せられる小・中学校の設置義務について、義務教育学校の設置により、小・中学校の設置に代えることとしてよいか。
- ③ (ア) 市町村が義務教育学校を設置する場合、従来どおり教育委員会が就学校を指定するのか。その場合、児童生徒は選択の余地なく、住所地によって小・中学校か義務教育学校に就学することとなることをどのように考えるか。
(イ) 義務教育学校への就学を保護者の選択に委ねることとするのか。義務教育学校又は小・中学校のいずれかの就学希望者が多数の場合、入学者の決定についてはどのように考えるか。
- ④ 教育課程についてどのように考えるか。義務教育学校学習指導要領（仮称）を新たに作成するのか、小・中学校学習指導要領を準用するのか。
- ⑤ 教員免許についてどのように考えるか。義務教育学校教諭免許状（仮称）を新たに設けるのか、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状を併有させることとするのか。
- ⑥ 教職員定数についてどのように考えるか。義務教育学校の教職員定数の標準を新たに設けるのか、小・中学校の教職員定数の標準を準用するのか。

⑦ 校地・校舎は一体とするのか。分離した校地・校舎も認めるのか。

⑧ 以上の他、検討すべき点はないか。

(4) 中高一貫教育制度との関係をどのように考えるか。

II 義務教育学校以外に小中連携、一貫教育を推進するための仕組み

新たな学校種を創設する他、小中連携、一貫教育を推進するための仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

【参考】 教育振興基本計画、関係報告書等における小中連携、一貫教育に関する記述

I 教育振興基本計画における記述

○ 『教育振興基本計画』（平成20年7月1日閣議決定）（抜粋）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

II 中央教育審議会答申における記述

○ 『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）（抜粋）【再掲】

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－

(3) 義務教育に関する制度の見直し

○ 義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

○ 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』（平成20年1月17日中央教育審議会答申）（抜粋）

6. 教育課程の基本的な枠組み

(4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

○ なお、現在、研究開発学校制度などを活用して、小・中学校の9年間を見通した両者の円滑な接続のため取組が行われている。義務教育で一貫した教育を行う義務教育学校については、平成17年の中央教育審議会答申において、「設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて」検討するとされており、これらの取組状況も踏まえ、引き続き中央教育審議会において審議することが必要である。

Ⅲ 教育再生懇談会、教育再生会議報告における記述

○ 教育再生懇談会・第4次報告書（平成21年5月28日）

1 「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—

【学校教育の信頼回復】

(3) 保護者から信頼される公教育の確立

子供たちの育ちや学習の系統性・連続性を保証するという観点から、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の校種間連携を促進する。特に、子供の心身の発達上の変化や多様化、「中一ギャップ」や学力低下に対応するため、既に一部の自治体で取組が進められ、一定の成果が上がっている小中一貫教育の取組を踏まえて、義務教育学校の法的な位置付けを明確にし、小学校高学年からの教科担任制の導入など、取組を支援するために必要な方策を早急に検討する。

○ 教育再生会議・最終報告（平成20年1月31日）

(別添) フォローアップのためのチェックリスト
学力の向上

【検討を開始すべき事項】

④「6-3-3-4制」の弾力化（小中一貫校、飛び級の検討、大学への飛び入学の促進など）

○ 教育再生会議・第3次報告（平成19年12月25日）

7つの柱

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2) 「6-3-3-4制」を弾力化する

○子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する

各論

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2) 「6-3-3-4制」を弾力化する

○子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する

- ・ 文部科学省の研究開発学校、構造改革特区等で行われている、6-3制や小中のカリキュラム編成の特例について、より簡単に一般の学校でも取り組めるように制度を見直す。小中一貫校の制度化についても検討する。この場合、小中一貫校と他の学校との間でスムーズに転校、進学ができるよう配慮する。
- ・ 幼小連携をはじめ、小中、中高、高大の間の接続や連携の仕方、区切りのない一貫教育など、柔軟な取組を可能にする。

Ⅳ 小中一貫教育全国連絡協議会による小中一貫教育全国サミット2011 共同宣言（抜粋）

（平成23年7月29日）【再掲】

【サミット宣言】

私たちは、子どもたちの確かな学力の向上と規範意識の涵養・社会性の定着に向けて、全国各地における実践の成果を共有し、保護者・地域との連携を深めながら、小中一貫教育の更なる充実を目指します。

私たちは、小中一貫教育を通して子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、人間性・社会性をはぐくみます。このためには、保護者や地域をはじめ、子どもたちを取り巻く社会全体で力を合わせる事が重要です。この間の実践で明らかになった成果と課題を共有し、協力し合い、小中一貫教育の一層の充実・発展に邁進いたします。

小中一貫教育をさらに推進するために、義務教育学校の設置を定めた法整備の実現を望みます。

私たちは、地域の実態に応じて小中一貫教育をはじめとした様々な試みを通して、義務教育の質の向上に努め、その成果を共有してまいりました。こうした取組をさらに充実・促進するために、義務教育学校の設置を具体化できるような法整備を望みます。